

国立大学法人島根大学及び日本海テレビジョン放送株式会社の
連携・協力に関する協定書

国立大学法人島根大学(以下「甲」という。)と日本海テレビジョン放送株式会社(以下「乙」という。)は、互いに連携・協力して地域活性化に取り組むことについて、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に有する知見・資源を活かし、連携・協力して地域社会に関する活動を推進することにより、地域住民の理解と参画を促進するとともに、甲の研究・教育活動及び乙の地域情報の活用を通じて、学生の山陰地方への定着や地域の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、互いに連携・協力する。

- (1) 甲の研究教育活動や学生の課外活動などを乙が情報発信することにより、甲の技術や知見を地域へ広く還元すること。
- (2) 甲の学生や若年層の山陰地方での就職率や定着率を上げるための事業や取り組みを甲乙協力して行うこと。
- (3) 乙の行っている事業に対して、甲が学生の意見や活動の概況を提供することにより若年層への情報発信に活用すること。
- (4) その他地域活性化への貢献に関すること。

2 前項の規定による連携・協力の具体的な内容は、甲、乙間で協議して定める。

(経費負担)

第3条 前条第1項の規定による連携・協力に係る取組の実施経費は、原則として当該取組を主体的に実施する甲又は乙のいずれかが負担する。

(守秘義務)

第4条 両者は本協定に基づく活動において相手方より知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承認を得ずに第三者に開示してはならない。

(有効期限)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、その前月末日までに甲乙のいずれかから更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、

有効期間は1年間更新され、その後もこの例による。

(協定の解除)

第6条 甲又は乙は、相手方に対して1か月前までに書面で通知することにより、本協定を解除することができる。

(その他)

第7条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙間で協議して別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和7年8月26日

甲 島根県松江市西川津町1060番地
国立大学法人 島根大学
学長

大谷 浩

乙 鳥取県鳥取市田園町4丁目360番地
日本海テレビジョン放送株式会社
代表取締役社長 西 脇 一 泰
(代理署名)
常務取締役

山根 睦